

2019年4月施行まで

待ったなし！！

「働き方改革関連法案」



緊急！今すぐ取り掛かりたい実務対応とは

働き方改革関連法では「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」をメインとし法改正が実施されます。そして、そのほとんどが原則2019年4月1日から施行されることになっています。

働き方改革は大手企業だけでなく、日本国内すべての企業が取り組まなければならない課題です。何をどうすれば良いかという具体的な「働き方改革」対策は企業により異なります。取組み範囲も広いため、人事総務の業務に大きく影響します。

今回のセミナーでは、働き方改革関連法の制度内容、法の施行まで時間がない中で実務において企業に必要なとされる具体的な対策について、解説していきます。

【 講義 の 概 要 】

■ 講師 社会保険労務士 堀下 和紀



堀下社会保険労務士事務所代表
顧問200社 職員25名
慶應義塾大学商学部卒業
明治安田生命・エッカ石油を経て現職
『「人事・労務」の実務がまるごとわかる本』
(日本実業出版社)
『社労士事務所に学ぶ中小企業ができる「働き方改革」』(労働新聞社)
『労務管理の基礎のキソ』(日本法令)など
著書10冊

- 日時 2019年2月25日(月) 14:00~16:30(受付 13:30)
- 会場 西洲卸団地ホール 浦添市西洲2-6-6組合会館2階(堀下事務所の隣)
- 定員 50名
- 料金 3,000円(顧問先無料)

1 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～
時間外労働の上限規制が導入されます！
時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、
複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

2 施行：2019年4月1日～
年次有給休暇の確実な取得が必要です！
使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

3 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～
正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます！
同一企業内において、
正社員と非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

お申込は、下記にご記入のうえ、FAXしてください。 **FAX 098-942-5529**

会社名	TEL	
	E-mail	
役職・氏名		